

卓越したリスク管理体制と 市場リスク・オフバランス取引の状況

金融技術が急速に進展し、経営環境も大きく変化するなか、銀行業務が包含するリスクも急速に多様化・複雑化しています。こうしたなか、信用リスク、市場リスクなどのさまざまなリスクを的確に把握し、管理していくことは、銀行経営上、ますます重要性を増しています。当行はリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、経営陣の積極的な関与のもと、インフラおよび業務管理体制の整備、高度化に継続的に取り組んでいます。

また、行内検査部門や金融監督当局など外部機関の検査・監査を通じて、管理体制の有効性を継続的にチェックする体制を整えるとともに、毎年一回、全行的なリスク管理体制の総点検を実施しています。

また、多様なリスクを同一の尺度で計測するツールとして有効な「統計的手法によるリスクの計量」については、平成10年1月に、旧「市場リスク総合評価室」を「総合リスク評価部」へ改組し、市場リスクに加えて信用リスクについても一元的に計量し中立的に評価する体制としています。

I 信用リスクについて

信用リスクは、融資業務に関するもの、デリバティブズなどの市場取引に伴うもの、資金決済に付随するものなど、多岐にわたりますが、当行は、リスクの所在を慎重に見極め、各々について適切な対応をとるよう努めています。なかでも信用リスクの大宗を占める貸出資産の健全性確保は、信用リスク管理の最重要課題であり、そのために、当行は個別貸出案件ごとの審査・管理、および貸出資産全体のポートフォリオとしての管理の両面から注力しています。

信用リスク管理全体の運営については、頭取を委員長とする「融資戦略委員会」において経営陣が全行的な融資戦略方針の決定および貸出ポートフォリオ全体のモニタリングを行うとともに、国内については融資企画部が海外については海外審査部が専門部として、個別案件の審査・管理手法ならびに貸出ポートフォリオ全体のリスク分析手法の企画・開発を担当する体制としています。

1 個別案件審査・管理体制

貸出取引については、個別案件ごとに、まずは担当営業部において、リスク・収益性などの観点から厳正に分析・審査を行い、営業部店長の審査権限を超えるものについては、本部の審査部門が審査を行う体制としています。この際、貸出案件のリスク・収益性を検討する基準として、また、事後の与信管理・収益管理のツールとして、行内格付(注)を積極的に活用しています。

国内の本部審査部門においては、大企業・中堅企業取引は業種や規模別に、また個人・中小企業取引は地域別に、それぞれ専門の審査部を設置するとともに、技術革新の進む先端分野などを専門に担当する「ニュービジネス審査室」を設けるなど、顧客やマーケットの特性に応じた専門的かつ迅速な審査の実施、営業部店への適時適切なアドバイスを行うことができる体制を整えています。

海外においては、ニューヨーク・ロンドンにそれぞれ米州・欧州地域を担当する審査部を設置し、また香港には中国地域を担当する審査スタッフを配置して、各国別の法制、商慣習、政治経済などの情報収集とそれに基づく確かな審査・管理を行う体制を整えています。

また、産業調査を担当する部門を国内外に設置して、

業界動向ならびに最新の商品や技術についての情報収集・分析を行っており、その結果を審査判断などに活用しています。

さらに、こうした審査体制を支える人材の育成については、融資・審査業務の専門家育成に努めるとともに各役割職務に応じた実践的な教育研修プログラムを実施するなど、とくに留意しているところです。

(注)行内格付制度

当行の行内格付符号は16段階に分かれており、住宅ローンなどを除き原則すべての貸出資産を対象としています。格付検討はマニュアルに従って担当営業部店または担当審査部が行い、審査部門から独立した「与信監査室」がその妥当性を監査する体制となっており、また最低年一回の見直しを実施しています。

行内格付制度は、個別案件審査・管理体制を支えるインフラであり、ポートフォリオ管理、信用リスク計量のベースとして活用するとともに、個別案件のプライシングや部門業績の評価、リスクに応じた審査プロセスの適用など、貸出業務のあらゆる局面で広く活用しています。改定・高度化を重ねてきた当行の行内格付制度は、当該貸出資産の信用リスクを客観的に表示するものとなっており、格付機関の格付、自己査定制度、金融監督当局の資産分類との整合性をも十分に兼ね備えています。

2 ポートフォリオ管理

個別案件の審査・管理とともに、個別案件の集合体であるポートフォリオ全体の分析・管理が貸出資産の健全性確保のうえで極めて重要です。

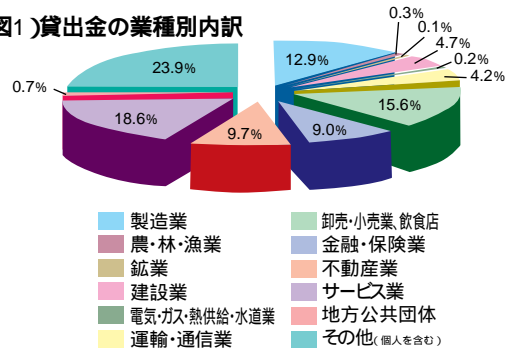
当行では、頭取を委員長とする「融資戦略委員会」において、定期的に、業種別、地域別、行内格付別などの切り口でポートフォリオ全体のモニタリング・分析を行い、保有する信用リスクが適正な範囲内となるよう、全行的観点から管理しています。

(1)貸出ポートフォリオの業種別内訳

当行では、業種別貸出残高について、業種ごとに上限

金額を設定することは通常行っていません。しかし、特定業種への偏りが発生していないか、ポートフォリオの構成が急激に変化していないかなどの観点から、継続的にモニタリングを行っています。

(図1)貸出金の業種別内訳

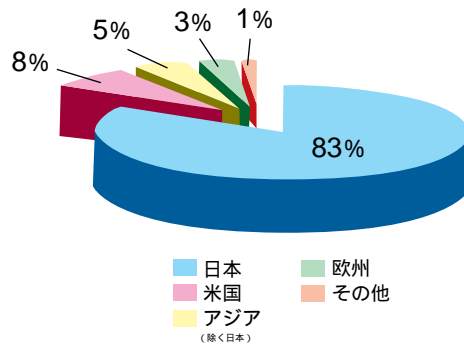


(注) 国内店分、除く特別国際金融取引勘定分

(2)貸出ポートフォリオの地域別内訳

さらに、カントリー・リスク / エクスポージャー・システムにより、貸出を含めたすべての与信取引について、国別上限金額を設定しています。この上限金額は、世界経済の状況や、各国の政治・経済状況を反映し最低半年に一回見直しを行っています。

(図2)貸出金の地域別内訳



ちなみに平成10年3月末時点のアジア(除く日本)向け貸出は次頁のとおりです。民間向けの内日系企業向けが45%を占めています。また、非日系企業向けは、ほぼすべてが各国最大規模の企業グループ向け、またはプロジェクトファイナンスです。

(表1)アジア向け貸出の状況

(単位:百万ドル)

	貸出	政府向け	金融機関向け	民間向け(a)			(b)/(a)
					日系(b)	非日系	
韓国	885	23	162	699	45	654	6.5%
インドネシア	1 415	127	98	1 189	541	648	45.5%
タイ	1 816	76	132	1 608	845	762	52.6%
香港	3 494	3	131	3 358	1 423	1 935	42.4%
シンガポール	821	8	11	801	651	150	81.3%
マレーシア	604	193		410	143	267	35.0%
中国	1 541	119	278	1 144	589	555	51.5%
フィリピン	312	34		277	95	182	34.5%
合計	10 890	584	815	9 491	4 336	5 155	45.7%

3 信用リスクの計量

当行では一昨年以降、市場リスクとの統合リスク管理推進、ポートフォリオマネジメント・経営資源配分への応用の観点より、信用リスクの計量化に取り組んでおり、与信取引のほぼ全体(デリバティブ取引などオフバランス取引を含む)について信用リスクを日次で計量しています。信用リスクは、取引種類別・格付別・地域別・業種別などのさまざまな角度から計量・分析・報告され、統合リスク管理にかかわる経営判断に反映する一方、マーケティング戦略としての貸出スプレッドの適正化や、経営情報システム上の部門別リスク調整後収益の把握などにも応用・活用しています。

II. 市場リスクに関する状況 および オフバランス取引の 状況

1 市場リスク管理体制

当行は、円預貸金金利リスクの総合管理(ALM)を含めた市場リスクについての磐石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っています。次頁のチャート図は、当行の市場リスク管理体制の概要を示したものです。当行の市場リスク管理体制の主な特徴は次の5点です。

独立したリスク管理部署の設置

卓越した市場リスクの計測・管理手法

経営陣によるリスク管理の基本方針の決定

経営陣による取引極度の決定

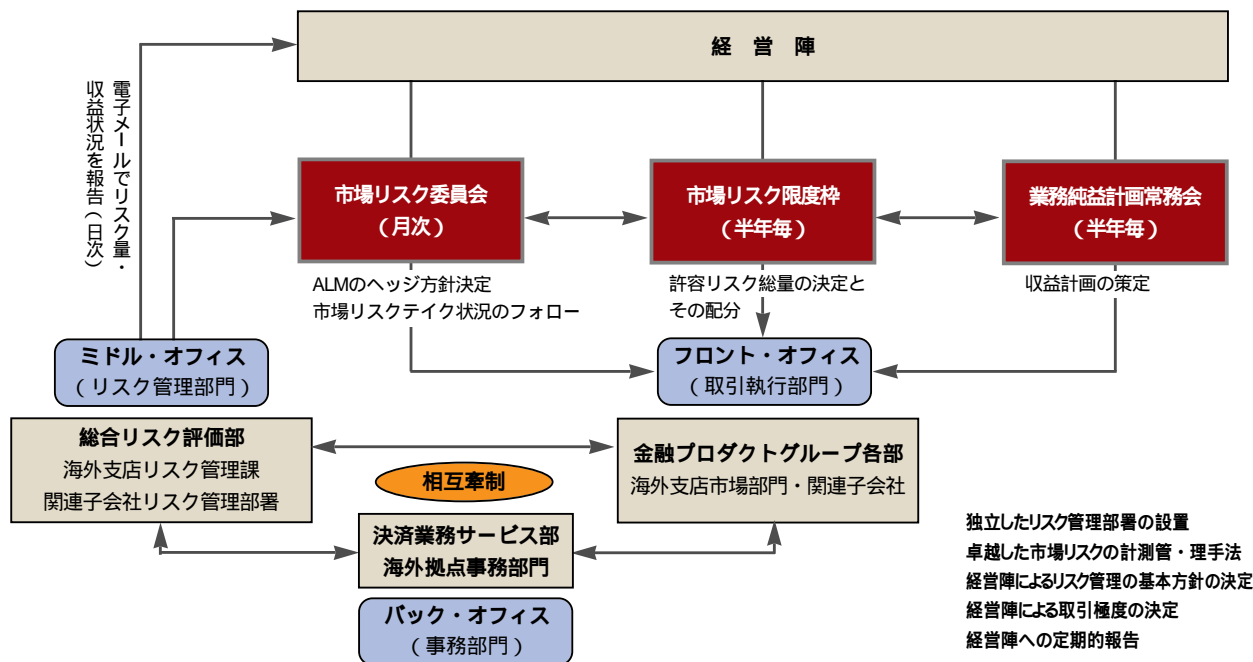
経営陣への定期的報告

(1)独立したリスク管理部署の設置

当行の保有する市場リスクを海外支店・関連子会社を含めた連結ベースで総合的に把握し評価・管理する部署として、平成6年に邦銀でははじめて「市場リスク総合評価室(現:総合リスク評価部)」を設置しました。この部は、中立的な判断を下すためにフロント・セクション(取引執行部門・ディ・リング部門)からは独立した、副頭取直轄のセクションとしています。

さらに海外支店および関連子会社にも、トレーディング部署からは独立した市場リスク管理部署を設置し、各拠点においてもフロント(取引執行部門・ディ・リング部門)・ミドル(リスク管理部門)・バック(事務・オペレーション部門)各セクションの分離および相互牽制が効果的に行われる組織体制を構築しています。

(図3) 当行の市場リスク管理体制



(2) 卓越した市場リスクの計測・管理手法

当行ではフロント・セクションのほぼすべての取引について、時価評価(Mark-to-market)による損益管理を行っています。これは、市場部門業務においては、伝統的な損益認識である実現損益だけでなく、含み損益を含めた全損益の把握が重要であるためです。

また、市場リスクを管理するためにバリュ・アット・リスク (以下VaR) 手法を導入しています。さらにVaRに加えて、部署ごとにその取引実態に応じてベース・ポイント・バリュ (以下BPV) などのリスク指標の管理、ストレステスト・バックテストの実施、損失限度の設定などにより、VaRのみでは把握しきれないリスクについても管理・抑制できる手法を構築しています。詳細は後記「2 当行全体の市場リスクに関する状況」をご参照ください。

さらに、総合リスク評価部では最先端の金融理論・知識を吸収する一方、管理手法のさらなる高度化の研究およびシステム・インフラの整備も進めています。

(3) 経営陣によるリスク管理の基本方針の決定

当行では、リスクテイクの限度を設定する考え方、およびリスク管理の組織体制・権限・手続き・手法などについて明文化した「市場関連リスク管理の基本方針」を策定しています。この基本方針は半年に1回見直しが行われ、頭取により承認されます。この内容はわが国の金融当局およびBIS(国際決済銀行)が公表しているリスク管理体制にかかわる諸原則に沿ったものです。

(4) 経営陣による取引極度の決定

当行では、市場リスク・信用リスク・事務リスクなどすべてのリスクを当行の持つ自己資本により吸収できる範囲に抑制すべきである、という考え方に立脚し、市場部門にかかわる業務戦略などを考慮に入れたうえで、自己資本の一部を市場リスクに配分する形で市場リスク(VaR)の最大量を決定しています。そしてこのリスクの最大量を、今後の市場環境の見通しや収益計画などを勘案して各部署に割り振り、各部署の極度を決定しています。このリスクテイクの限度およびその部署間の配分については、半年に一度経営陣にはかられ、頭取により決定されます。

バリュ・アット・リスク

バリュ・アット・リスク (以下VaR) とは、市場の不利な動きに対し、一定期間・一定確率のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法です。VaRの金額は信頼区間・保有期間の設定方法、市場変動の計測の仕方(計測モデルとよびます)によって異なります。

ベース・ポイント・バリュ

金利感応度の指標で、金利が1ベースポイント (=0.01%) 変化したときの取引の時価評価額の変化量

(5) 経営陣への定期的報告

【日次】電子メ-ル

取引部署ごとの運営状況と損益、さらには当行全体の市場リスクのマクロ的な評価(VaR など) を、電子メ-ルで毎日、会長・頭取以下経営陣に報告しています。

【月次】市場リスク委員会

毎月、副頭取主宰で市場リスク委員会を開催し、部署ごとのリスク量と収益状況、さらには市場流動性リスクおよび資金繰りリスクの状況などを報告するとともに、ALMヘッジ方針について決定をしています。

以上のように、経営陣が市場リスクに関する状況を正確かつタイムリ-に認識し、的確・迅速な経営判断を行える管理体制を構築しています。

平成9年に発生したアジア通貨危機の際には、シンガポールおよび香港のリスク管理課のモニタリングのもと各拠点とも慎重なポジション運営を行い、問題の発生を未然に防ぐと同時に、市場リスク委員会において、市場環境の変化に伴うリスクテイク配分の変更案を、経営陣が決定するなど、上記の管理体制が有効に機能しました。

さらに上記に加え、とくに円預貸金金利リスクの総合管理(ALM)については以下の体制を構築しています。

ALMの専任担当部署として、「資金部」を設置
従来の本支店レ-トを廃止し、市場金利に基づく商品別・期間別の個別仕切りレ-トを導入し、ALMの高度化を推進
毎月の市場リスク委員会においてALMヘッジ方針を意志決定し、その方針に基づき資金部が実際のALMヘッジオペレ-ションを担当、その実績を翌月の市場リスク委員会に報告する体制を構築

2 当行全体の市場リスクに関する状況

(1) 市場リスク量の総量

平成9年度における当行の市場リスク(VaR)の総量の推移は、下図のとおりです。ここでの計測対象範囲は、海外支店および関係子会社を含めた連結ベースの市場リスク量のほぼ全体をカバーしています。ただし、経営政策の視点からの長期安定保有株式(政策投資株式)の価格変動リスクのみ除いています。

(図4) 市場リスク総量の推移



上記グラフの計測に使用したVaRの定量基準は以下のとおりです。

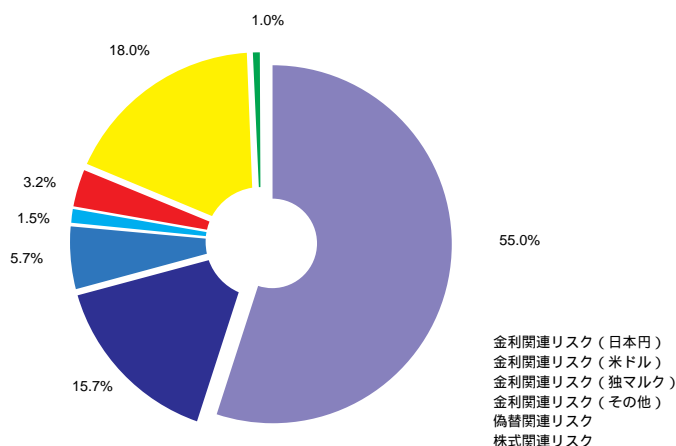
信頼区間 片側(one-tailed)97.5%(両側95%)
保有期間 1日
変動計測のための市場データの標本期間 6カ月
商品間の価格変動の相関を考慮

当行では、リスク管理上従来より継続的に使用している内部モデルに基づいて上記のとおりVaRを計測しています。そして、このVaRが当行の経営体力対比、十分吸収可能な水準にあることを確認しています。

(2)市場リスク量の構成

平成10年3月末時点の当行の市場リスク量のリスク・カテゴリ(リスク種類)別構成は下記グラフのとおりです。これは各種リスク要素が市場リスク量に与える影響の割合を表します。例えば「金利関連リスク(日本円)55%」とは、市場リスク量総量のうち日本円金利の変動による部分が55%であることを示しています。

(図5) リスクカテゴリ - 別構成比



上記グラフのとおり、リスクコントロールにあたり邦銀としての強みを十分発揮しうる円金利リスクに最大比率のリスクを配分、それ以外のリスク・カテゴリにもバランスよくリスクを分散して運営しています。また、オプションなどのデリバティブ取引に起因するいわゆる非線形リスクは1%とその割合はごくわずかとなっています。

ちなみに、アジア通貨の金利リスク・為替リスクは合算でも全体の2%程度であり、平成9年のアジア通貨危機においても、当行収益に大きな影響を及ぼすことはありませんでした。

(3)円金利リスクに関する状況

最大比率のリスクを配分している円金利についてより詳細な分析を行います。表2は平成10年3月末における円金利リスクの期間別金利感応度(期間別BPV)を表しています。

(表2) 円金利リスクの期間別金利感応度(期間別BPV)

	1年以上	1年～5年	5年以上
金利感応度	1億円	13億円	17億円

BPVという金利感応度の指標は、金利が1ペ-シスポイント(=0.01%)上昇した場合の含み益の増加額を表しています。したがって表2にてマイナス表示のものは、該期間の金利が上昇すると含み益が減少することを意味しています。この分析により、短期金利と長期金利とが異なる動きをした場合でも、含み益への影響度をより正確に把握することが可能です。

(4)損益シミュレーションに関する状況

有価証券投資を除く銀行勘定の主要通貨の金利ポートフォリオについては、定期的に損益シミュレーションを実施しており、金利水準の変化が当行損益に与える影響についてより詳細な分析を行っています。以下の表3は、各国の金利水準が0.5%上昇した場合を想定し、当行収益の変化額(平成10年3月末時点)を示したものです。

(表3) 損益シミュレーション

(現状での想定収益と0.5%上昇した場合の想定収益との差額)

	円	米ドル	ドイツマルク
平成10年4月～平成10年9月	53億円	27億円	5億円
平成10年10月～平成11年3月	80億円	60億円	21億円

上記シミュレーション結果は、金利系ポートフォリオの平成10年3月末日時点の含み益が2,000億円をはるかに超えていることなどを考慮した場合、自己資本・収益力などの経営体力に照らし十分吸収可能な水準です。

以上のように当行においては、VaRによる市場リスク管理のみならず、BPVなど他の指標や手法を併用し、より詳細なリスク評価・管理を行っています。

(5)市場流動性リスクに関する状況

ある1つの銀行の取扱量が特定商品に関する市場全体の総取扱量に対比し大きい場合、その銀行は保有するリスクを手仕舞いするまでに何日も要し、その間に価格が変化することによりVaRで想定する以上の損失をこうむる可能性があります。これを市場流動性リスクと定義します。当行では、金融商品ごとに、当行が適正価格で取引が可能な1日当たりの取引量およびリスクの手仕舞い日数を算出、当該日数を保有期間とする市場リスク量(VaR)を計量して管理を行っており、万一の際にも極めて短期

間に保有するリスクを適正価格で手仕舞えることを確認しています。

平成10年3月末時点における当行の市場流動性リスク量は746億円であり、市場規模・手仕舞い期間を考慮した想定最大損失についても、当行の経営体力対比、十分吸収可能な水準にあります。(商品間の価格変動の相関関係は破壊されたとして保守的に計量)

市場流動性を勘案した市場リスク量についても、半年に一度その限度額を頭取が承認し、さらに毎月の市場リスク委員会でその状況を報告しています。

(6)資金繰リスクに関する状況

取引を履行するために必要な資金調達が困難となるリスクいわゆる資金繰リスクについても、運用・調達状況および資金調達余力の分析をもとに、半年に一度その限度額を頭取が決定し、毎月の市場リスク委員会でその状況を報告するなど、厳格な管理を行っています。

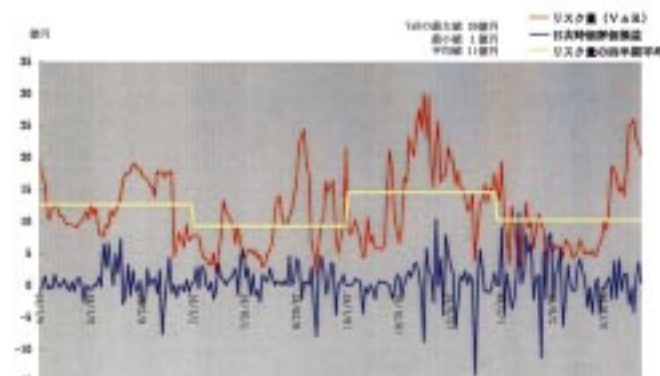
3 トレーディング取引のリスクテイク状況

平成9年度より時価会計が導入され、「トレーディング目的の取引」については、時価評価損益が算出されることになりました。以下においては平成9年度より時価会計の対象となった「トレーディング目的の取引」に時価評価対象の外国為替取引を加え、より詳細な分析を行います。

なお、トレーディング取引の公正価値の算出は、時価(公正価値)が入手可能な場合は時価を利用して見積りを行い、時価が入手不可能な場合には割引現在価値法または他の評価方法を利用して見積りを行っています。評価方法や評価にあたっての前提条件については当行にて妥当と考える仮定が含まれており、異なる仮定を用いた場合には異なる値が算出される場合があります。

(1) VaR

(図6) トレーディング取引のVaR推移

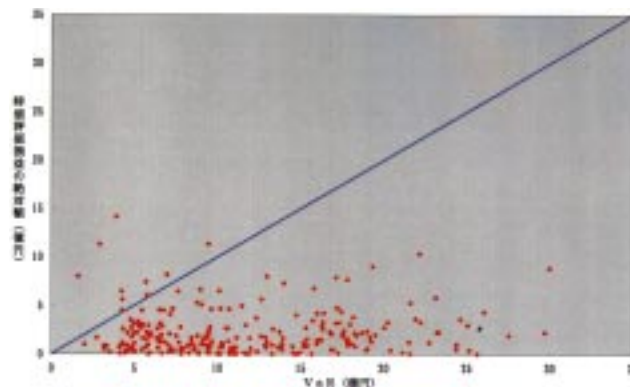


(2) バックテスト

バックテストとは、想定されたVaRと、実際に発生した損益とを対比することによって、リスク計測に使用しているモデルの精度を評価することです。

下記グラフを斜めに走る線より上にある点は、当日予測したVaRを上回る損益が発生したことを示し、その日数は10営業日でした。すなわち予測を上回る損益が発生した比率は約4%であり、計測モデル上の確率5% (100% - 95%両側) と近い数値となっています。このことは当行計測モデルが十分な精度をもって市場リスクを計測し得ていることを示しています。

(図7) バックテスト



(3) ストレステスト

市場は不安定なものであることから、当行では通常想定される市場価格の変化を超えるような最悪の事態に備えて、考えられる最悪の条件のシナリオを設定し、その場合にどの程度の損失が発生する可能性があるかを分析しています。これをストレステストといい、その際に想定するシナリオをストレスシナリオといいます。そしてその結果は経営陣に報告され、経営上の意思決定に反映されています。

当行では、信頼区間を平常時より厳しく設定したシナリオ(信頼区間99.0%、99.9%の場合;商品間の価格変動の相関関係は維持)および、過去の最大値のシナリオ(過去10年以上の変動推移に照らして、最も極端に市場が動き、商品間の価格変動の相関関係も破壊された場合)を想定し、評価しています。

(表4) ストレステストの状況

	想定最大損失
VaR(信頼区間97.5%)	30.0億円
ストレスシナリオ(信頼区間99.0%)	35.6億円
ストレスシナリオ(信頼区間99.9%)	47.3億円
ストレスシナリオ(過去最大値)	190.6億円

(4) リスク対応収益率

自らが取り得るリスクを的確に把握し、適切な資源配分を行い、適正利潤を挙げていくことは銀行経営の基本的課題です。したがって、リスクと収益の関係は健全かつ適切な状態にあるか、また潜在的な損失の可能性は安全な範囲内に抑制されているかをチェックしていくことは非常に重要です。

図8は損益とリスク量の割合(損益/VaR=リスク対応収益率)を頻度別に表示したものです。当行収益の頻度分布をもとに算出されるリスク対応収益率の曲線(標準正規分布)を黄色で表示し、一方で、金利・相場予測に何ら基づくことなく取引を行った場合に予想されるリスク対応収益率の分布を赤い曲線で表しています。

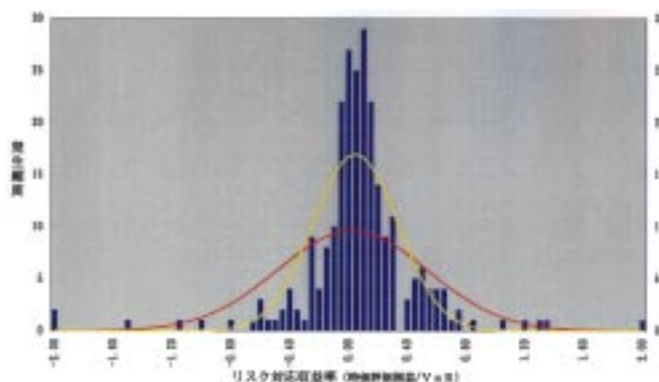
黄色と赤の曲線を比較すると、

当行の平成9年度の取引実績である黄色の曲線の中心(いわゆる平均値)が赤の曲線の中心より正(+方向)にずれており、全体として有効に収益を積み上げられたこと。

分布の尖度が赤の曲線に比べて鋭く、日ごとの収益の変動が小さい、すなわち安定的な収益の計上が行われた一方、損失についても顕著な損失発生頻度が少なかったこと。

などが読みとれます。

(図8) トレ・ディング取引(含む為替取引)のリスク対応収益率



当行は層の厚い顧客取引と十分に分散投資のなされたトレーディング資産を保有しており、このように安定した収益の分布を示すことができました。当行では、このような形でリスクとリターンを総合的に把握し、部署間へのリスク配分決定に際しての1つの大きな指標としています。

以上のように、市場部門全体およびトレ・ディング取引それぞれについて、VaRのみならずその他のいくつかの手法を補完的に用い、さらに詳細なリスク評価・管理を行っており、市場リスクが経営体力対比、十分吸収可能な水準であることを確認しています。

4 オフバランス取引の状況

(1) オフバランス取引への取組状況、利用目的

オフバランス取引とは元本の資金移動が発生しないため貸借対照表上に掲載されない取引のことです。当行では、オフバランス取引のなかでも、スワップ・先物・オプションなどの金融派生商品(いわゆるデリバティブ取引)を、お客さまのリスクヘッジ・ズへの対応、ALMをはじめとする当行保有の金利リスクや為替リスクのヘッジ、市場取引業務、に活用しています。

(2) オフバランス取引の市場リスクに関する状況

オフバランス取引の市場リスク・市場流動性リスク・資金繰りリスクに関する状況については、「2. 当行全体の市場リスクに関する状況」(28ページ)に記載していますので、ご参照ください。

(3) オフバランス取引の信用リスクに関する状況

オフバランス取引の契約金額・想定元本額、信用リスク相当額(与信相当額)は表5のとおりです。

オフバランス取引の信用リスク相当額(与信相当額)とは、「貸出金」における「貸出金総額」に相当するものであり、実質的なロス化懸念額とは意味合いが異なります。実質的なロスは、取引先が支払不能になり、かつその結果最終的な回収ができなくなる金額です。

個別のお客さまについての信用リスクは、取引先の信用度に応じて審査担当部が取引限度額を設定し定期的に見直しています。さらに取引種類ごとにも限度額を設定し、それぞれの限度額を超過しないように厳格に管理・運営しています。

以下にオフバランス取引の信用リスクに関する定量的情報を示します。計量範囲は、当行のデリバティブ取引などオフバランス取引を、ほぼすべてカバーしています(なお、スワップ業務関連海外子会社「富士キャピタル・マーケティンググループ」との取引は除いています)

信用力別構成 (億円)

	外部格付AAA/Aaa~BBB/Baaに概ね相当する信用力を有するとみられる取引先	外部格付BB/Baに概ね相当する信用力を有するとみられる取引先	その他	合計
貸出金相当額	24,712	798	476	25,986
信用コスト	6	2	64	72
信用リスク量	71	3	9	83

(注1)「貸出金相当額」とは「信用リスク相当額(与信相当額)」とほぼ同様ですが、BIS自己資本比率基準と算出方法・算出対象範囲が異なります。

(注2)「信用コスト」とは計量化により算出される予想損失額です。

(注3)「信用リスク量」とは計量化により算出される潜在損失額(実際に発生する損失額のブレの部分)です。

地域別構成 (億円)

	日本	アジア	米国	欧州
貸出金相当額	14,103	455	5,501	4,939
信用コスト	64	4	1	2
信用リスク量	46	3	16	16

業種別構成 (億円)

	銀行・証券 保険	製造業	卸売	運輸通信	サービス	その他金融	他
貸出金相当額	20,230	991	518	318	187	1,073	2,671
信用コスト	6	3	5	1	13	19	26
信用リスク量	63	2	1	1	1	2	13

(注2)本店所在国ベース

(表5) オフバランス取引の契約金額・想定元本、信用リスク相当額(与信相当額)

	契約金額・想定元本		信用リスク相当額(与信相当額)	
	平成10年3月末	平成9年3月末	平成10年3月末	平成9年3月末
金利スワップ	265兆6 987億円	176兆3 256億円	3兆0 987億円	2兆1 834億円
通貨スワップ	4兆9 198億円	4兆0 302億円	5 063億円	4 572億円
先物外国為替取引	34兆0 085億円	31兆7 269億円	1兆5 183億円	1兆3 041億円
金利オプションの買い	2兆8 379億円	2兆0 194億円	344億円	172億円
通貨オプションの買い	2兆4 156億円	1兆5 415億円	738億円	493億円
その他の金融派生商品	27兆9 081億円	17兆2 305億円	356億円	457億円
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果			3兆0 404億円	8 336億円
合計	337兆7 888億円	232兆8 745億円	2兆2 270億円	3兆2 235億円

(注)BIS自己資本比率基準ベース

左記のように、オフバランス(デリバティブズ)取引の貸出金相当額の95%以上が、格付機関の外部格付で投資適格におおむね相当する信用力を有するとみられる取引先との取引であります。

また、取引先の業種もオフバランス(デリバティブズ)取引を本業の一部とする銀行など金融機関に集中しています。

なお、当行では投機性が高いとみなされるようなオフバランス(デリバティブズ)取引はほとんど取り扱っていません。

その他のリスクについて

当行は、信用リスクや市場リスク以外の各種リスクについても、リスクの性質・大きさなどを十分に把握し、経営陣の積極的な関与のもと、必要な管理体制を整備するよう努めています。とくに、事務リスク、システムリスクなど主要なリスクについてはそれぞれ担当部署を定めて対応するとともに、広域災害発生などの異常事態に対しては、各々の災害シナリオに応じて、緊急対策本部の設置などの対策・対応をマニュアル化するなど、万全を期しています。

(1) 事務関連リスク

ここでいう「事務関連リスク」とは事務処理上の事故など人為的に業務上不適切な業務執行がなされて損失が発生するリスクです。

当行では、事務関連リスクの管理体制整備については総合事務部を中心に担当する体制としています。国内支店・海外拠点はもちろんのこと市場部門においても、業務ごとに事務手続きを定め、その手続きに従って業務処理を行うことをルール化するとともに、各部署で管理責任者を定めて業務処理状況の定期的な点検を行っています。

また、市場部門におけるフロント・モデル・バックオフィスの分離など、組織上、相互に牽制を行う体制を基本としています。また、コンピューター化や事務センターでの集中処理の推進などにより、人為的なミスが少ない効率的な業務処理体制の構築も進めています。

さらに、検査部門が営業部店の事務管理状況の点検など、さまざまな業務検査を年1回実施し、検査結果を経営陣に直接報告する体制となっています。検査部門はこうした検査を通して、事故の発生防止を図るとともに、事務リスク管理体制の有効性を評価し、必要に応じて体制の見直しを経営陣に対して提言しています。

(2) コンピューターシステム関連リスク

当行では、種々の災害や障害に耐えられるように「システム障害を事前に防止する対策」と「万一システム障害が発生した場合の運用体制」の両面から、コンピューターシステム関連リスクに備えています。「事前防止策」としては、従来より「最新の耐震設備を持つコンピューター専用ビルへのハードウェア設置」「2センター体制の構築および

ハードウェア・ソフトウェアの二重化によるバックアップ体制の完備」 「回線障害時の自動迂回機能を持つ最新のネットワークの導入」など、万全な体制を構築しているとともに、新しいシステムの導入・開発に際しては、開発部門から独立したセクションが、システムの構成やセキュリティ、手続きなどについての検証を行う体制を確立しています。このようにシステム導入の初期の段階から、万一の事故が発生しないよう努めています。「障害時の運用」については、システム障害時の緊急体制や手続きなどの非常時対策(コンティンジェンシープラン)を整備するとともに、非常時を想定した訓練を実施するなど、万一の事態に備えています。

また、「西暦2000年問題」についても、すでに十分な対策を講じています。

「西暦2000年問題」対策の詳細については「西暦2000年問題への対応(50ページ)をご覧ください。

(3) 法務リスク

法務リスク管理体制としては、原則専門部署として法務部を設置するとともに、全営業店および本部に法令遵守担当として、コンプライアンス・オフィサーを設置しています。法務部は当行の業務運営にかかわる法務リスクについての分析および対応策の策定を直接担当するとともに、各部店のコンプライアンス・オフィサーを統括しています。また、「法令遵守マニュアル」を作成して全行員へ配布し、法令遵守の徹底を図っています。コンプライアンス体制の詳細については「コンプライアンス(法令遵守)について(50ページ)をご覧ください。

(4) 決済リスク

外国為替取引の決済などに伴い、資金の支払い・受取りのタイミングが異なることにより発生するリスクは、信用リスクの一形態といえますが、通常の信用リスクとは異なる対策も必要です。当行では、通常の受取り限度額管理に加えて、コルレス銀行との資金決済ルールの変更による決済タイミングの時間差の短縮、ネットイングの推進による決済金額の圧縮に努め、リスク低減に成果を挙げています。

(5) その他

そのほかにも、金融技術が高度化・複雑化してくるなか、従来あまり注目されていなかった種類のリスクが顕在化してくることもあります。例えば、お客さまとの取引約定時に当該商品が包含するリスクについて十分な説明を怠り、後日不測のトラブルに結びつくというリスクは、デリバティブなどの複雑な商品の出現により無視できないリスクとなっています。

当行では、従来から教育研修プログラムなどを通じて顧客担当者へのセールス手法徹底に努めていますが、とくにデリバティブ関連商品については、商品ごとに商品内容に応じて商品格付を行い、各々の格付について販売方法をルール化しています。また、必要に応じてリスク管理情報をお客さまへ提供するなど、万全を期しています。